

## 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則【改正案】

## 別表第5

## 排水指定事業場排水基準

## 1 法定有害物質に係る排水基準

法定有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度	その他の水域における許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。	1リットルにつきシアン0.5ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム

## 別表第6

## 1 法定有害物質

法定有害物質の種類	検定方法	数値
カドミウム及びその化合物	水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成元年環境庁告示第39号。以下「告示」という。)に掲げる方法	1リットルにつきカドミウム0.001ミリグラム
シアン化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつきシアン0.1ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	告示に掲げる方法	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては1リットルにつきアンモニア性窒素0.7ミリグラム 亜硝酸化合物にあつては1リットルにつき亜硝酸性窒素0.2ミリグラム 硝酸化合物にあつては1リットルにつき硝酸性窒素0.2ミリグラム
1,4-ジオキサン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.005ミリグラム